



国民年金保険料免除等の申請

申・問 長崎北年金事務所 ☎861-1354 長崎南年金事務所 ☎825-8701
健康保険課年金係 ☎801-5821

国民年金は、保険料を納付することが困難な場合、保険料の免除や納付猶予の申請ができます。

免除申請は、『申請者本人・申請者の配偶者・世帯主』それぞれの前年中の所得に応じて審査されます。承認期間は「7月～翌年6月」となっており、令和6年度の申請は7月から可能です。また、過去の期間は、申請日より2年1ヶ月前までさかのぼって申請ができます。承認されると、老齢・障害基礎年金などの受給資格期間へ算入されますので、未納期間がある方は、お早めに手続きをしてください。

手続きに必要なもの

- マイナンバーカードまたは年金手帳（基礎年金番号通知書）
- 失業された方は、「雇用保険被保険者離職票（写し）」「雇用保険受給資格通知（写し）」「雇用保険受給資格者証（写し）」など（※共済組合に加入されていた方は「退職辞令書（写し）」など）
- 災害に遭われた方は、「被災状況届」および「罹災証明書（写し）」と、保険金などが支給される場合は「金額が確認できる証明書（写し）」

マイナポータルから国民年金保険料免除・納付猶予の電子申請ができます。

※電子申請にはマイナポータルの「利用者登録」が必要です。

詳しくは、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）でご確認ください。

※失業、または災害（被害額が財産の1/2以上）に遭われた方は、所得基準額以上に所得がある場合でも、特例免除（失業などがあった日の前月分から翌々年の6月分まで）を受けることができます。

※一部納付の承認を受けた期間は、一部納付保険料を納めないと未納期間扱いになります。

※申請免除・納付猶予の承認を受けた場合でも、10年以内であれば納めることができます（追納制度）。ただし、承認を受けた年度末から2年を過ぎると当時の保険料に加算金がつきます。

消費者注意報



交流サイト(SNS)を通じて知り合い、投資話を持ち掛けて金銭をだまし取る「SNS型投資・ロマンス詐欺」急増中。ご注意を！

SNSなどを通じて、直接対面することなく連絡を重ねて関係を深め信用させ、指定口座への振込などにより金銭をだまし取る投資・ロマンス詐欺が急増中で、幅広い年齢層での被害が相次いでいます。

【事例】SNS型投資詐欺

- SNS上でニセの投資広告にアクセスした後、LINE（ライン）などで「絶対もうかる」と言ったメッセージを送り、著名人の名前をかたり接近し、投資専用アプリを介して投資資金名目に高額な金銭をだましとる手口のもの。

【事例】SNS型ロマンス詐欺

- 主にマッチングアプリなどを通じて接触し、恋愛感情を抱かせて、交際の継続等を前提に生活費の援助等として金銭をだましとる手口のもの。

【投資・ロマンス詐欺被害防止のポイント】

- SNS上の「絶対にもうかる」などのうたい文句やLINEグループへの加入を求められる広告は特に要注意です。投資名目で個人口座への送金は非常に危険です。投資は信頼のできる金融機関などに相談しましょう。

- 会ったこともないような相手に住所や電話番号を教えることはリスクが伴うことを理解しましょう。お金の話がでたら詐欺を疑いましょう。

★困ったときは長与町役場相談窓口、または長崎県消費生活センターへご相談ください。
長崎県消費生活センター ☎824-0999 長与町消費生活相談窓口 ☎883-1111